

「人生100年時代」を迎える中で これからの超高齢社会をどう生きるか

黒澤 史津乃（くろさわ・しずの）
株式会社OAGウェルビーア代表取締役

近年「人生100年時代」と盛んに言われているが、同時に来年は「昭和100年」を迎える。多くの人にとって高齢期と呼ばれる時期を過ごす時間が以前に比べて圧倒的に長くなる状況下、高齢期の介護や世話は当然に家族が担うべきという昭和型の価値観が根強く残存している。その一方で、昭和の時代から家族に期待されてきた役割を家族が果たせなくなるケースや、そもそも役割を担ってくれる家族がいらないというケースが増加の一途をたどっている。

本稿では、家族の形が多様化する中で、頼れる家族がいなくても安心して歳を重ねていくことができる「幸福社会」の実現に向けて、誰もが習得しておくべき知識と今後の検討すべき課題を提示していくこととする。

社会の最小単位を家族とする 価値観

令和4年版男女共同参画白書では、「もはや昭和ではない」というメッセージが打ち出された。

昭和の時代に多く見られたサラリーマンの夫と専業主婦の妻と子供、または高齢の両親と同居する夫婦と子供という三世帯同居は減少し、単身世帯が一貫して増え続けている。このように家族の形が変化

しているにもかかわらず、男女間の賃金格差や働き方等の慣行、人々の意識・価値観、さまざまな政策や制度等が、依然として昭和の時代のままであることが、この白書によって明確に指摘された。

とはいえ、自分自身で正常な判断ができる時期は単身世帯でもそれほど問題はない。自分でした意思決定を、自分だけで完結できるからである。しかし、病気や認知症、そして亡くなった後、つまり意思決定を自分で完結できなくなったときには、そうはいかない。

昭和の時代の家族関係においては、「家庭の中のことはすべて家庭の中で解決すべき」とされ、こうした「家庭内の自助」とも言える考え方が「日本らしい福祉のあり方」として尊重されてきた。半世紀近く経った令和の今も、こうした社会の最小単位を家族とする価値観が根強く残存しているのである。

家族の存在を前提とする現行 の制度

超高齢社会が進展した今、高齢期の生活を支える制度は数多く用意されているものの、そのほぼすべては原則として「呼べば駆けつけてくれる家族」の存在が前提となっている。

判断力が不十分になったときのための成年後見制度は、家庭裁判所が選任した後見人等が、本人に代わって財産管理や生活維持に必要な契約行為をサポートする制度である。現状では、使い勝手が良くないという声も多く聞かれ、なかなか普及が進まない実情があり、実際には家族がその役割を果たしている例が多い。仮に成年後見制度を使わなければならない事態になっても、原則として4親等以内の親族が申立の主体にならなければならないなど、やはり家族の存在が前提となっていると言えよう。

また、日常生活の支援のための介護保険制度も、「キーパーソン」という近しい家族を想定した人を置くことが前提とされ、身体も判断力も衰える途上にある高齢者の大切な意思決定の支援の主役になっているのが現実である。介護保険制度におけるケアマネジャーは、あくまでも介護の計画の立案とその他の相談調整が中心業務であり、利用する高齢者の意思決定を支えるのは「キーパーソン」側であることを忘れてはいけない。

身元保証人とそれを引き受ける事業者

同様に、病院への入院や高齢者施設等への入居の際には、慣行として「身元保証人」

を求められる。判断力が不十分な高齢者の大切な意思決定については、病院や施設側が勝手にコントロールすることはできないからである。

そこで、亡くなった後の対応も含め、高齢者本人の意思決定の支援や実行機能の役割を果たしてもらうための人的担保として、病院や高齢者施設は入院・入居の際に慣習的に「身元保証人」を求めてきた。

昨今、家族関係の多様化により、この「身元保証人」を引き受けてくれる親族がいない人が増加していることから、「身元保証人」の引き受を含む事業（身元保証等高齢者サポート事業）を行う事業者が数多く出現している。

しかし、家族ではない法人が身元保証を引き受けるということは、死亡した後手続きを完了するまでの長期間にわたる契約となること、しかも契約履行時には本人自身が履行を確認できないことなどから、当然に責任も重く、倫理観や法令順守も厳しく求められるはずである。それにもかかわらず、これまで監督官庁も業界団体もなく、何の規制も存在しなかったことから、家族に頼れない人がその代替策として安心して選択できる仕組みだとはとても言えない状況が続いてきた。

国の重要な政策課題へと昇華

ところが2023年後半以降、「身元保証」の問題から端を発し、より幅広く従来型の家族に頼れず、老後とその先の死を迎えることの課題について、これまでは「身寄りなし問題」そのものに身寄りがない」と揶揄されるほど、行政や国から見えて見ぬふりをされてきたこの問題が、一気に

国の重要な政策課題に躍り出てきた。

2023年5月24日、衆議院予算委員会の総理質疑において、自民党の坂井学衆議院議員が「身元保証」について初めて国会で言及した。それに対する岸田文雄総理による「適切に対応する」という趣旨の答弁が契機となり、その後は、同年8月に上川陽子衆議院議員を座長とする国会議員の身元保証等に関する勉強会が取りまとめ案を発表し、厚生労働省が「身寄りのない高齢者等課題実態把握事業」を立ち上げた。内閣官房に省庁横断の検討チームが発足するなど急ピッチで検討が進み、さらに2024年2月5日には自民党国光あやの衆議院議員が衆議院予算委員会により詳細な問題提起をしており、この問題に関するマスコミの報道も増え、世論の関心も高まっている。

こうした動きと呼応して、必要とする国民が安心して「身元保証」等を引き受ける事業者を選択できるよう政府は4月19日、事業者向けのガイドライン案を発表した。これまで厚労省は、身元保証人がいないことを入院・入所を断る理由としては容認しておらず、「身元保証」という制度を正当化し、お墨付きを与えるようなガイドラインを国が策定することについての反発もあり、本ガイドライン案では事業者の名称そのものが「高齢者等終身サポート事業者」と改められた。

一方、「身元保証」の慣行は見直されるとしても、これまで家族だけが担うべきとされてきた意思決定の支援や、実行支援の取りまとめ役がまったく不要であるはずはない。これまで「身元保証人」の役割として課されてきたことを洗い出し、それを誰がどのような費用で負担するかという議

論を同時に進めなければならない。

家族だけが介護や世話の担い手ではない

そして当然に、入院・入所の際の身元保証だけの問題ではなく、身元保証に端を発したこの問題は、昭和型の家族に求められてきた役割を、令和の家族構成では果たせなくなることにより、そのリスクとコストを誰がどのタイミングで負担すべきという、全世代型の幅広く奥深い課題である。

そもそも、「家族の中で起きたことは家族の中で解決すべき」という原則論がある限り、解決してくれる家族がいない人は常に例外視され続けるし、近年は、家族はいが家族内で支え合うには負担が重すぎるといふ問題も顕在化している。家族ありきを前提とした社会の価値観と制度の両方を、根底から変革すべき時期にあることは間違いない。

このように、社会の最小単位を家族から個人へと移行させるときに必要なものは、高齢期の支援について「家族だけが介護や世話の担い手ではない」という新たな意識を国民に定着させ、家族という「点」ではなく、企業も含めた地域社会という「面」で対応することである。

これは、2023年9〜12月に首相官邸で開催された「認知症と向き合う辛齢社会実現会議」でも議論された。高齢になっても、認知症になっても、さまざまな障害があっても、家族だけに頼るのではなく地域社会で共生していくことを産官学民全体で推進することを通じて、誰もが幸せに歳を重ねていくことができる社会を実現することが急務である。